



熊本県公報

第11747号
平成20年10月14日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 指定居宅サービス事業所の廃止…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定居宅介護支援事業所の廃止…………… (//) 3
- 指定介護予防サービス事業所の廃止…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (//) 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… (//) 5
- 特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立の届出…………… (団体支援総室) 5
- 平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領…………… (財政課) 5

公 告

- 開発行為工事完了公告…………… (建築課) 14
- 開発行為工事完了公告…………… (//) 14
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 15
- 二級建築士免許証の取消…………… (建築課) 15
- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更…………… (労働雇用総室) 15

登 載 依 頼

- 第3回男女共同参画審議会の開催・(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 15
- 熊本県指紋情報システム装置の借入れに係る一般競争入札による落札者等の決定…………… (警察本部鑑識課) 16
- 平成20年度第9回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催告知…………… (土木技術管理室) 16
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 17
- 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 17

告 示

熊本県告示第902号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	並建熊本線	熊本市池上町 601番3地先から	115.0	住市総街
		同所 607番2地先まで		

2 供用を開始する期日 平成20年10月14日

熊本県告示第903号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
訪問介護ステーションひまわりくらぶ 熊本市水前寺四丁目52番48号	有限会社ひまわりくらぶ	平成20年2月1日
ケアセンターあすなろ 合志市幾久富1800	株式会社あすなろ	平成20年3月17日
熊本宇城農業協同組合訪問介護事業所 宇城市松橋町松橋357番地1	熊本宇城農業協同組合	平成20年3月31日
訪問介護センターいぐさの郷 八代市鏡町両手73	八代地域農業協同組合	平成20年3月31日
さくら草 阿蘇市内牧329番地	医療法人社団友志会	平成20年4月18日
ヘルパーステーション永の郷 下益城郡城南町永1200	医療法人社団博文会	平成20年4月30日
ヘルパーステーションみつぐ苑 熊本市貢町135番地	医療法人医誠会	平成20年6月1日
(訪問入浴介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
訪問入浴介護事業所あいせい 人吉市下城本町1519番地2	社会福祉法人寿栄会	平成20年3月31日
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎88番地4	社会福祉法人玉名市 社会福祉協議会	平成20年3月31日
(訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
あれっく訪問看護ステーション 熊本市秋津町秋田3441番地20	医療法人社団熊本労 安会	平成20年4月1日
医療法人明生会田中医院 球磨郡錦町木上西143番地の1	医療法人明生会田中 医院	平成20年7月1日
(通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ミニデイサービス花みずき 下益城郡美里町三和字小迫238番地1	社会福祉法人千寿会	平成20年3月31日
(通所リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
平和クリニック 熊本市本荘二丁目15番18号	医療法人芳和会	平成20年3月31日
(福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ライフサポートセカンドヴィータ 熊本市菅原町13番1の327号	有限会社ヴィータ	平成19年1月25日
太陽セランド株式会社熊本営業所 熊本市御領六丁目3番80号	太陽セランド株式会 社	平成20年3月31日
有限会社栗山電気店 荒尾市荒尾710	有限会社栗山電気店	平成20年6月13日

熊本バス株式会社 熊本市画図町重富600	熊本バス株式会社	平成20年8月15日
日商イワケン 玉名市玉名3584番地	有限会社岩建	平成20年8月31日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ライフサポートセカンドヴィータ 熊本市菅原町13番1の327号	有限会社ヴィータ	平成19年1月25日
太陽セランド株式会社熊本営業所 熊本市御領六丁目3番80号	太陽セランド株式会社	平成20年3月31日

熊本県告示第904号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により公示する。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ケアセンターあすなろ 合志市幾久富1800	株式会社あすなろ	平成20年3月17日
ウェルネスケア熊本 熊本市城東町2番20号明治安田生命熊本ビル6F	ウェルネスケア・ネットワーク株式会社	平成20年3月24日
平和クリニック 熊本市本荘二丁目15番18号	医療法人芳和会	平成20年3月31日
セントケア熊本出水 熊本市出水四丁目25番32号	セントケア熊本株式会社	平成20年4月1日
東佑居宅介護支援センター 阿蘇郡西原村大字小森762番地3号	株式会社東佑	平成20年4月1日
城南町永の郷居宅介護支援事業所 下益城郡城南町永1209	医療法人社団博文会	平成20年4月30日
美里町社協ケアセンター砥用 下益城郡美里町永富1510	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	平成20年6月30日
有限会社旭薬局 八代市旭中央通り1番地1	有限会社旭薬局	平成20年9月3日

熊本県告示第905号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により指定介護予防サービス事業所の廃止の届出があったので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
訪問介護ステーションひまわりくらぶ 熊本市水前寺四丁目52番48号	有限会社ひまわりくらぶ	平成20年2月1日
熊本宇城農業協同組合訪問介護事業所 宇城市松橋町松橋357番地1	熊本宇城農業協同組合	平成20年3月31日

訪問介護センターいぐさの郷 八代市鏡町両手73	八代地域農業協同組合	平成20年3月31日
さくら草 阿蘇市内牧329番地	医療法人社団友志会	平成20年4月18日
ヘルパーステーションみつぐ苑 熊本市貢町135番地	医療法人医誠会	平成20年6月1日

(介護予防訪問入浴介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎88番地4	社会福祉法人玉名市 社会福祉協議会	平成20年3月31日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
あれつく訪問看護ステーション 熊本市秋津町秋田3441番地20	医療法人社団熊本労 安会	平成20年4月1日
医療法人明生会田中医院 球磨郡錦町木上西143番地の1	医療法人明生会田中 医院	平成20年7月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ミニデイサービス花みずき 下益城郡美里町三和字小迫238番 地1	社会福祉法人千寿会	平成20年3月31日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
平和クリニック 熊本市本荘二丁目15番18号	医療法人芳和会	平成20年3月31日

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ライフサポートセカンドヴィータ 熊本市菅原町13番1の327号	有限会社ヴィータ	平成19年1月25日
太陽セランド株式会社熊本営業所 熊本市御領六丁目3番80号	太陽セランド株式会 社	平成20年3月31日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ライフサポートセカンドヴィータ 熊本市菅原町13番1の327号	有限会社ヴィータ	平成19年1月25日
太陽セランド株式会社熊本営業所 熊本市御領六丁目3番80号	太陽セランド株式会 社	平成20年3月31日

熊本県告示第906号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
-----------------	------	-------

デイサービスセンターしらさぎお ぎや 八代市千丁町大牟田1220番2	株式会社シラサギ	平成20年10月1日
--	----------	------------

熊本県告示第907号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターしらさぎお ぎや 八代市千丁町大牟田1220番2	株式会社シラサギ	平成20年10月1日

熊本県告示第908号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の名称	漁 業 の 区 分
有明海のり特定第2号	のり養殖業
有明海のり特定第5号	
有明海のり特定第6号	
有明海のり特定第7号	
有明海のり特定第10号	
有明海のり特定第11号	
有明海のり特定第12号	
有明海のり特定第13号	
有明海のり特定第14号	
有明海のり特定第15号	
有明海のり特定第16号	
有明海のり特定第17号	
不知火海のり特定第1号	
不知火海のり特定第2号	
不知火海のり特定第5号	
不知火海のり特定第6号	
不知火海のり特定第8号	

熊本県告示第909号

平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成20年9月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成20年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成20年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,064,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 727,251,636千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		6,789,406	29,855	6,819,261
	1 負担金	6,141,420	29,855	6,171,275
2 国庫支出金		98,169,059	2,061,422	100,230,481
	1 国庫負担金	35,205,230	453,266	35,658,496
	2 国庫補助金	61,561,360	1,600,150	63,161,510
	3 国庫委託金	1,402,469	8,006	1,410,475
3 寄附金		75,142	3,000	78,142
	1 寄附金	75,142	3,000	78,142
4 繰入金		38,699,511	384,136	39,083,647
	1 特別会計繰入金	2,476,415	259,700	2,736,115

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	36,223,096	124,436	36,347,532
5 繰越金		1	1,549,682	1,549,683
	1 繰越金	1	1,549,682	1,549,683
6 諸収入		36,610,199	91,440	36,701,639
	1 受託事業収入	1,458,892	76,980	1,535,872
	2 雑入	5,358,859	14,460	5,373,319
7 県債		101,527,000	△ 54,600	101,472,400
	1 県債	101,527,000	△ 54,600	101,472,400
歳入合計		723,186,701	4,064,935	727,251,636

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		31,712,550	1,519,400	33,231,950
	1 徴税費	7,932,085	1,000,000	8,932,085
	2 市町村費	4,164,759	519,400	4,684,159

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 民生費		73,185,771	6,941	73,192,712
	1 社会福祉費	48,712,949	6,941	48,719,890
3 衛生費		40,098,827	131,411	40,230,238
	1 公衆衛生費	28,565,676	110,585	28,676,261
	2 環境衛生費	8,307,772	19,820	8,327,592
	3 医薬費	1,065,166	1,006	1,066,172
4 農 水 産 業 費 林 業 費		68,821,284	556,209	69,377,493
	1 農 業 費	14,449,955	184,020	14,633,975
	2 畜 産 業 費	3,503,719	10,406	3,514,125
	3 林 業 費	18,052,986	288,149	18,341,135
	4 水 産 業 費	6,716,503	73,634	6,790,137
5 土 木 費		103,639,187	195,680	103,834,867
	1 道 路 橋りょう費	48,042,651	25,000	48,067,651
	2 河川海岸費	20,688,406	140,680	20,829,086
	3 都市計画費	7,185,911	30,000	7,215,911

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6 警察費		42,550,952	20,382	42,571,334
	1 警察管理費	38,847,311	20,382	38,867,693
7 教育費		172,204,962	7,000	172,211,962
	1 教育総務費	24,045,298	7,000	24,052,298
8 災害復旧費		3,719,090	1,627,912	5,347,002
	1 農林水産業 災害復旧費	1,522,090	859,906	2,381,996
	2 土木災害 復旧費	2,197,000	766,560	2,963,560
	3 民生災害 復旧費		1,446	1,446
歳出合計		723,186,701	4,064,935	727,251,636

第2表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		千円		千円
連続立体交差事業 (中部污水幹線) 熊本市	平成21年度 ～平成22年度	650,000	平成21年度 ～平成22年度	800,000
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成21年度	350,000	平成21年度	400,000
	平成22年度	300,000	平成22年度	400,000

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
耕地災害 現年発生国庫 補助事業費	千円 4,000	(借入先) 財務省、地方公 営企業等金融機 構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
公共土木 現年発生単県 災害復旧事業費	11,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	年10% 以 内	
福祉施設 現年発生単県 災害復旧事業費	1,400	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	16,400			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公有林整備費	千円	(借入先) 財務省、地方公営企業等 金融機構、会社、その他		据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等	千円			
	81,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年10%以内	但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができ	43,000	(補正前に同じ)		
計	21,464,000				21,393,000			

平成20年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,153,088千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰越金	1,243,000	259,700	1,502,700
	1 繰越金	1,243,000	259,700	1,502,700
歳入合計		1,893,388	259,700	2,153,088

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	諸支出金	1,243,000	259,700	1,502,700
	1 繰出金	1,243,000	259,700	1,502,700
歳出合計		1,893,388	259,700	2,153,088

平成20年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成20年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成20年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 事業費	2,152,094千円	20,259千円	2,172,353千円
第1項 営業費用	1,974,471千円	20,259千円	1,994,730千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「98,468千円」を「125,338千円」に、「26,586千円」を「27,866千円」に、「59,531千円」を「85,121千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	694,017千円	26,870千円	720,887千円
第1項 建設改良費	241,065千円	26,870千円	267,935千円

公 告

熊本県公告第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字曲手446番1
 499.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 菊池郡菊陽町大字曲手446番地
 西鶴 誠志

熊本県公告第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市上庄字蛇ノ尾451番、同453番、同454番及び里道の一部
 437.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

合志市上庄1184番地4
木永 智哉

熊本県公告第714号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1263号	消石灰	肥料用消石灰	アルカリ分 : 65.0	該当なし。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成26年10月12日
熊本県肥第1264号	生石灰	粒状苦土生石灰	アルカリ分 : 100.0 可溶性苦土 : 30.0	該当なし。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成26年10月12日
熊本県肥第1100号	炭酸カルシウム肥料	苦土炭酸カルシウム4号	アルカリ分 : 53.0 可溶性苦土 : 15.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本礦業株式会社 玉名郡玉東町大字山口148-1	平成26年10月14日

熊本県公告第715号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。
平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許を取り消した年月日 平成20年10月6日
- 2 免許を取り消した建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 谷口正丈 二級建築士 第6971号
- 3 免許を取り消した理由 本人から免許の取消しの申請があったため。

熊本県公告第716号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条の規定において準用する同法第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第35条の規定において準用する同法第27条第4項の規定により、次のとおり公示する。
平成20年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 医療法人信和会
- 2 変更後の事務所の所在地 熊本県玉名市中46番地4
- 3 変更年月日 平成20年10月1日

掲載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第23号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成20年10月14日

熊本県総務部長

- 1 開催日時
平成20年10月20日(月)
午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館9階901会議室
- 3 議事
(1) 熊本県における男女共同参画社会の形成状況について
(2) 熊本県DV対策基本計画改定案について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上で会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局(熊本県総務部男女共同参画・パートナーシップ推進課)
(電話 096-333-2287)

熊鑑公告第272号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成20年10月14日

熊本県警察本部長 横内 泉

- 1 落札に係る名称及び数量
熊本県指紋情報システム装置一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部刑事部鑑識課 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札を決定した日
平成20年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
4,627,350円(うち消費税及び地方消費税の額220,350円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成20年6月23日

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第7号

平成20年度第9回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年10月14日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成20年10月24日(金)
13時00分から17時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成20年度熊本県公共事業再評価対象事業について(詳細審議)
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
電話096-333-2490

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月14日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第41号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表菊陽町の項中

「

教育委員会	事務局 図書館 中学校 小学校	教育長 次長 課長 館長 校長 教頭 校長 教頭
-------	--------------------------	-----------------------------------

を

」

教育委員会	事務局 図書館 公民館 中学校 小学校	教育長 次長 課長 館長 館長 教頭 校長 教頭
-------	---------------------------------	-----------------------------------

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月14日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛敏

熊本県教育委員会規則第20号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表の通学区域の欄中

「

<p>済々黉高等学校には、植木町及び菊池市のうち旧泗水町を加える。 第一高等学校には、富合町を加える。 第二高等学校には、西原村、嘉島町及び城南町を加える。</p>
--

を

」

<p>済々黉高等学校には、植木町及び菊池市のうち旧泗水町を加える。 第一高等学校には、植木町を加える。 第二高等学校には、西原村、嘉島町及び城南町を加える。 東稜高等学校には、西原村を加える。</p>
--

に、

」

<p>鹿本高等学校には、和水町を加える。 菊池高等学校には、合志市を加える。 大津高等学校には、合志市のうち旧合志町、菊陽町及び南阿蘇村のうち旧長陽村を加える。</p>
--

を

」

鹿本高等学校には、和水町を加える。
菊池高等学校には、合志市を加える。
大津高等学校には、合志市、菊陽町及び南阿蘇村のうち旧長陽村を加える。

に、

宇土高等学校には、上天草市のうち旧大矢野町を加える。
矢部高等学校には、山都町のうち旧蘇陽町を加える。
御船高等学校には、益城町を加える。

を

御船高等学校には、熊本市のうち旧富合町及び益城町を加える。
甲佐高等学校には、熊本市のうち旧富合町を加える。
宇土高等学校には、熊本市のうち旧富合町及び上天草市のうち旧大矢野町を加える。
松橋高等学校には、熊本市のうち旧富合町を加える。
矢部高等学校には、熊本市のうち旧富合町及び山都町のうち旧蘇陽町を加える。

に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。